

傷病手当金の適用期間を延長します

新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ、療養のために連続4日以上仕事をすることができなかつた方に傷病手当金を支給していますが、さらに、4月1日～6月30日(休)の期間においても引き続き同様の支援を行います。

ただし、給与の全部または一部を受けることができる場合は、傷病手当金の支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

▼対象Ⅱ市国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている)のうち、次に該当する方
 ・新型コロナウイルス感染症に感染した方
 ・発熱等の症状があり、感染が疑われる方

・療養のために仕事をするこ
とができない方

▼支給対象日数Ⅱ仕事をするこ
とができない日数Ⅱ仕事をする
起算して4日目以降に仕事を
することができなかった期間
のうち就労を予定していた日数

▼支給額Ⅱ直近の継続した3
月間の給与収入の合計額÷就
労日数×3分の2×支給対象
日数(上限があります)

▼適用期間Ⅱ令和2年1月1
日～令和3年6月30日(休)入
院が継続する場合は、最長
1年6月まで

▼提出書類Ⅱ別表のとおり

●市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

国民健康保険証等に2桁の枝番を記載し交付します

マイナンバーカードの健康保険証利用に関してオンライン資格確認が開始となったことに伴い、4月1日以降に発行する健康保険証の番号の隣に個人を識別する2桁の枝番を印字し交付することになりました。

なお、3月31日以前に発行された健康保険証には枝番が印字されていませんが、引き続き利用できますので、再交付等の手続きは不要です。
 8月の一斉更新時には、枝番が印字された健康保険証を国民健康保険加入者全員に交



▲4月1日以降に発行する健康保険証

●市民課国保班
☎0475(70)0334

別表 提出書類

国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金支給申請書 ①世帯主記入用 ②被保険者記入用 ③事業主記入用 ④医療機関記入用	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書 ①被保険者記入用(様式第29号の2) ②被保険者記入用(様式第29号の3) ③事業主記入用 ④医療機関記入用

※対象者によって必要な申請書が異なりますので、事前にご相談ください。
 ※申請書は市ホームページに掲載しています。
 ※郵送でも受け付けます。

令和3年度後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、令和3年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。年6回の特別徴収(年金からの納付)の期間のうち、4月・6月・8月の3回分の徴収額は、仮徴収の金額となります。

保険料は令和2年中の所得で計算しますが、所得額などが確定する7月まで年間の保険料が確定しません。仮徴収が確定してから特別徴収を開始すると、10月・12月・2月の3回のみで保険料を徴収することになるため、1回当たりの徴収額が高くなつてしまいます。

そこで、特別徴収の場合は4月・6月・8月に暫定金額として仮徴収を行うことで、1回当たりの徴収額の軽減を

図っています。令和3年度の確定した年間保険料は、7月に通知します。ご理解をお願いします。

◆特別徴収となる方
 ①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付しており、令和3年2月の年金から保険料が天引きとなつている方
 ※1回当たりの仮徴収額は2月の特別徴収額と同額となります。

◆普通徴収となる方
 ※②の方は4月初旬に仮徴収額決定の通知書を送付します。次に該当する方は、納付書

全国健康保険協会(協会けんぽ) 千葉支部からのお知らせ

◆令和3年度保険料率

協会けんぽは、主に中小企業で働く方やその家族が加入している健康保険で、全国に約4,020万人(千葉支部は約100万人)の加入者がいます。

令和3年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率は、本年3月分(4月納付分)より現状の9.75%から9.79%に引き上げることになりました。また、介護保険料率(全国一律)は、現状の1.79%から1.80%に引き上げとなります。

健康保険料率は地域の医療水準に基づいて算出されます。「健診を受診する」、「会社を挙げて健康づくりに取り組む」、「ジェネリック医薬品を使用する」などの行動の積み重ねが健康保険料率の上昇を抑える大きな力となります。ご理解とご協力をお願いします。

◆健診を受けましょう

協会けんぽでは、加入者の家族(40～74歳の被扶養者)を対象に「特定健診」を実施しており、4月上旬ごろ、自宅へ受診券を同封した案内を送付します。

健診は疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日ごろの生活習慣を見直すチャンスでもあります。健診費用の一部を協会けんぽが補助しますので、毎年必ず受診しましょう。

〈特定健診とは〉

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診です。検査内容は、身体測定・血液検査(血圧・脂質・血糖・肝機能)・尿検査・問診などです。

〈受診方法〉

健診機関へ予約した上で、受診券、健康保険証、自己負担を持参し受診してください。

〈自己負担〉

千葉県内で受診する場合は950円または無料です(受診する健診機関によって自己負担が異なる場合があります)。

〈その他〉

加入者本人(35～74歳の被保険者)を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しており、3月下旬ごろ、勤務先へ案内を送付しました。

詳細は問い合わせください。

●〈保険料率について〉

協会けんぽ千葉支部企画総務グループ
 ☎043(308)0522

◆〈健診について〉

協会けんぽ千葉支部健診専用ダイヤル
 ☎043(308)0525

●後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	■

○：仮徴収 ●：本徴収 ■：納付書または口座振替

ねんきんナビ

学生納付特例制度のご案内

学生の方で所得が無い場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例を申請することができます。前年の所得などを審査し、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

申請手続きは毎年必要ですので、ご注意ください。

▶対象＝大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生の方で、前年所得が128万円以下の方

※前年所得が128万円を超えていても退職を考慮した審査が受けられる場合があります。ただし、離職票等の添付が必要です。

※国内に住所を置いたまま留学している方はご相談ください。

▶学生納付特例の承認期間＝4月(または20歳誕生月)から年度末(3月末)まで

令和2年度に学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請ができます。

ただし、はがき形式の申請書が届かない方は、学生証(両面・コピー可)または在学証明書、年金手帳を持参の上、申請する必要があります。

●千葉年金事務所

☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班

☎0475(70)0336